

# 新斎場建設基本構想を策定しました

新斎場建設準備室 224-6144

## なぜ、新しい斎場が必要？

大正12年に現在の地に建てられた川越市斎場は、昭和51年に改築してから約三十五年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。待合室の改修

やエレベーターの設置などをしてしまいましたが、告別室がなく収骨室も一室しかないことから、告別から収骨までの間、プライバシーを確保することが難しくなっています。また、

1室しかない収骨室(写真左側)は、2階の待合室に向かう階段が隣接していて、プライバシーを確保するのが難しい状態です

儀式の個別化や多様化という市民ニーズに十分対応できていません。火葬炉が五基しかない現在の斎場は、火葬件数が増える冬季には一週間以上の「火葬待ち」が発生するなど、施設能力の限界に近づきつつあります。また、今後は高齢化に伴い、左表のように火葬件数の急激な増加が見込まれています。このようなことから、適正規模の斎場整備を速やかに行う必要が生じています。現在の斎場がある場所は建築基準法上、延べ床面積に制限があります。

## 新斎場整備の基本構想は？

斎場整備の課題を整理し、新斎場整備の必要性を明らかにしたうえで、整備方針や能力および機能、建設予定地、事業手法などの基本的な事項を定めています。

## ●施設の整備方針

施設の整備目標は「心やすらかに別れの時を感じる事ができる斎場」です。次の施設整備方針に基づき、整備目標の実現を目指します。

### ①「旅立ちの場」

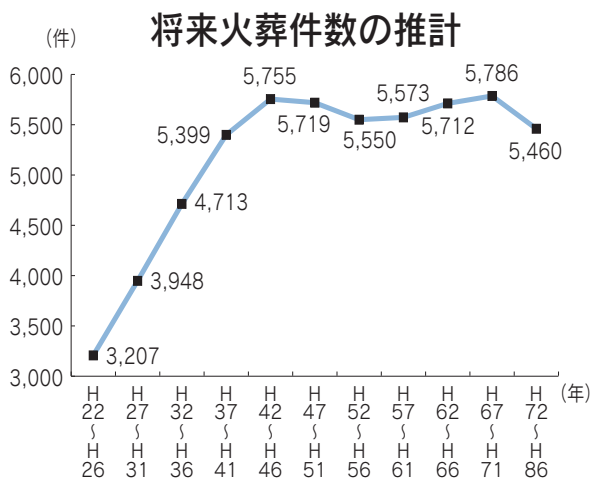
人生の終わりを飾るのにふさわしい、厳かで品格のある施設とすることを、総合的な整備方針とします。

### ②「別れの時を静かに感じられる場」

プライバシーに配慮して、火葬炉の前に告別・収骨・炉前ホールをそれぞれ設け、他の葬家と接触しないようにするなど、儀式を個別化するための工夫をするともに、眺望に配慮した待合室などを整備します。



現在の斎場は告別室がないため、入り口(写真右側)に入ってすぐに火葬炉(写真左側)があります



\*件数は、5年間の推計件数の年平均です。例えば、平成22年から同26年までの推計件数の年平均が3,207件であることを表しています(平成22年の火葬件数は2,623件)。

# 新しい斎場の建設予定地

建設予定地＝「市民聖苑やすらぎのさと」の東側農地  
面積は約18,000㎡

- ①＝斎場用地として拡張したい区域
- ②＝周辺環境整備として緑地等の整備を進めたい区域



この場所は、建設候補地を評価した際に、交通アクセスや市民聖苑の利用のしやすさなど利便性と、周辺環境の項目で高い評価を得ました。その後、地権者および地元住民に対する説明会や協議を行ない、昨年十一月に予定地を決定しました。

## ③「人と環境にやさしい施設」

環境にやさしい設備を導入するとともに、建物の意匠や緩衝緑地が、周辺の環境と調和した景観となるよう配慮します。

## ●必要な火葬炉の数

人口推計に基づき将来火葬件数を予測したところ、十年後には現在の約一・五倍、二十年后には二倍以上の火葬件数に対応する必要があります。そこで、新しい斎場では現在の二倍以上となる十二基の火葬炉(う

ち二基は補修・点検時などの予備炉)を整備します。さらに、運用面での工夫により、予想される火葬件数に対応できる施設とします。

## ●建設予定地

国や県が過去に示した基準と、市の特性を考慮して、建設候補地の抽出条件や評価基準を定めました。これらに基づき複数の候補地の選出と、客観的な点数評価を実施。その結果、小仙波地区(左地図)を建設予定地として選定しました。

## 〈これまでの経緯〉

平成24年 2月～3月	平成23年							平成22年 5月～
	11月	10月	8月～ 9月	6月	3月	2月		
自治会説明会 (古谷の一部)	市議会にて報告 (予定地一部区域見直し)	新区域地権者説明会 小仙波自治会会長等 説明会	一部地権者との協議が 整わず、予定地の区域 変更を検討	地権者説明会	自治会説明会 (小仙波、古谷の一部)	市議会にて報告 (事業協力依頼) (予定地選定)	建設予定地の検討	
	周辺住民等への説明 小仙波自治会等説明会 (予定地一部区域見直し)	予定地一部区域見直し 決定(庁内)	地権者・小仙波自治会 会長等説明会	周辺住民等への説明 地権者説明会	自治会説明会 (小仙波、古谷の一部)	地権者説明会 (事業協力依頼)	予定地選定(庁内)	

これからも引き続き、地域住民の皆さんの理解をいただく努力を続け

ていきます。今後は、公聴会や都市計画案の縦覧などによる市民の皆さんの意見を踏まえたくうえで、新斎場の建設地を決定(都市計画決定)する予定です。

## ●事業手法およびスケジュール

新斎場建設および運営方法については、民間の能力の活用を検討しながら、効率的かつ効果的な方法で進めていきます。

また、火葬件数の推計や老朽化した現斎場の状況から、できるだけ早期に施設整備を行う必要があります。平成24年度中に予定地を農用地区域から除外し、都市計画決定を行う予定です。都市計画決定後は、設計・建設工事を迅速に進めながら、同29年度のオープンを目指します。

## ●周辺環境の整備

新斎場の建設に合わせて、河川や緑地の整備など、周辺環境の充実に努めます。新しい斎場が地域に受け入れられる施設となるよう、今後も地域住民の皆さんと十分に協議しながら進めていきます。

「新斎場建設基本構想」は、新斎場建設準備室(本庁舎三階)、情報公開窓口(東庁舎一階)、公民館、図書館、市ホームページで見ることができます。



# 東日本大震災義援金の受付期間を9月30日まで延長します

引き続き皆さんのご協力をお願いします。

問い合わせ：福祉推進課 0224-5769

## 固定資産(土地・家屋)評価額が確認できます

縦覧・閲覧Ⅱ資産税課管理担当

0224-5642

不服審査Ⅱ市民税課税制担当

0224-5637

### 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

自分の納税している資産(土地・家屋)について、他の資産と評価額を比較・確認することができます。

縦覧期間：4月2日(月)～5月31日(木)

対象：納税者▼同居の親族▼納税代理人▼相続人代表者▼納税者の委任状を持つ方

### 固定資産課税台帳の閲覧

自分が持つ土地・家屋・償却資産の課税内容が確認できます。前記縦覧期間内は「名寄帳兼課税台帳の写し」を無料交付します。なお、台帳は6月1日(金)以降も閲覧できます。

対象：固定資産の所有者▼同居の親族▼納税管理人▼相続人代表者▼所有者の委任状を持つ方

●縦覧・閲覧の会場・持ち物  
会場：資産税課(本庁舎二階)

持ち物：申請人本人を証明する物

(自動車運転免許証、健康保険証、パスポート、前年度の納税通知書のいずれか)

### 不服審査の申し出

固定資産課税台帳に記載された価格に不服がある場合は、「川越市固定資産評価審査委員会」へ審査を申し出ることができます。

申し出期間：4月2日(月)～納税通知書の交付を受けた日の翌日以降六十日経過した日

## 住宅改修資金の一部補助

商工振興課 0224-5934

地域経済対策の一環として、市内施工業者を利用し、市内に所有する個人住宅の改修工事を行った場合、費用の一部を補助します。工事着工の二週間前までに申請してください。

受付期間：4月2日(月)～  
\*補助金額が予算枠を超えた時点で締め切ります。

対象工事：市内施工業者が行う、二十万円以上(消費税を除く)の個

人住宅の改修工事(ただし他の補助対象工事でない)

### 対象(すべてに該当する方)

- ① 申込日現在、川越市に住民登録または外国人登録がある
- ② 個人住宅所有者で、補助対象の住宅に居住している
- ③ 申込日現在、固定資産税・都市計画税の滞納がない
- ④ 工事が来年2月28日(木)までに完了
- ⑤ 過去に同制度を利用していない

補助額：改修工事に要した費用のうち百分の五に相当する額で、八万円を限度(千円未満切り捨て)

申し込み：商工振興課(本庁舎五階)で配布する申請書類に必要事項を記入し、4月2日(月)から同課

\*市ホームページからダウンロードすることもできます。

## 母子家庭の母の就業を支援

子育て支援課 0224-5821

事前相談が必要です。申し込み方法など、詳しくはお尋ねください。

### 高等技能訓練促進費

看護師(准看護師を除く)・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士の資格を取得しようとしている

経済的に困難な方に支給します。今後該当が見込まれる方は、ご相

談ください。

### 対象(すべてに該当する方)

- ① 市内在住で母子家庭の母
- ② 現在、修業と就労または子育ての両立が困難
- ③ 児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある
- ④ 二年以上の課程がある資格取得養成機関に入り、対象資格の取得が見込まれる

支給額 市民税非課税世帯Ⅱ月額十万円▼同課税世帯Ⅱ月額七万五千元

### 支給期間

修業する全期間(上限三年間)

### 自立支援教育訓練給付金

経済的自立を目指して、教育訓練給付の対象講座を受講した場合、支払った受講料の一部を支給します。

### 対象(すべてに該当する方)

- ① 市内在住で母子家庭の母
- ② 児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある
- ③ 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の受給資格がない

### 対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

支給額 受講料の二割(上限十万円・下限四千元)

# 「がん検診」を中心に健康を支援します

成人健診課 229・4126

総合保健センターでは、平成24年度から「がん検診」を中心に成人健診事業を推進します。これに伴い「総合健康診査」「スマイル健康診査」は終了となるため、これらを利用されていた方は、こ

自身が加入する保険の保険者が実施する健康診査を受診していただくこととなります。また、18歳から39歳までの方を対象にした「若年者健康相談（仮）」を新たに実施します。詳しくは、4月以降

の広報川越「保健・健康」欄でお知らせします。国民健康保険の特定健康診査は5月、後期高齢者医療の後期高齢者健康診査は6月に、それぞれ受診券が送付される予定です。その他の社会保険等の加入者および家族等の健康診査については、それぞれの勤務先等の担当にお尋ねください。

## 平成24年度の成人健診事業

川越市で実施しているがん検診は、総合保健センターが会場の「施設検診」、健診バスが公民館や文化会館等を巡回し、身近な会場で受診できる「集団検診」、委託医療機関で行い各自が都合に合わせて受診できる「個別検診」の3種類があります。

各検診（施設検診は第1期のみ）の申し込みを受け付けています。「健康づくりスケジュール」で検診名、日程、会場を確認のうえ、申し込みハガキに希望日を明記して、施設検診は受付期間内（消印有効・抽選）に、集団検診は先着順で定員になりしだい受け付けを終了するため、早めにお申し込みください。



検診の申し込み方法、委託医療機関などについては「健康づくりスケジュール」をご覧ください。

検診名	検診内容	自己負担額	対象者	受診間隔	
①胃・肺・大腸がん検診	胃 胃上部X線撮影	700円	40歳以上	1年に1回	
	肺 胸部X線撮影	300円			
	喀たん検査 *1	300円			
	大腸 便潜血反応検査	300円			
	骨密度 超音波検査(踵骨)	500円	50歳以上の男性		
前立腺 血液検査(PSA)	600円				
②胃・肺・大腸・乳がん検診(女性専用)	胃 胃上部X線撮影	700円	40歳以上の女性	1年に1回 乳がんは2年に1回	
	肺 胸部X線撮影	300円			
	喀たん検査 *1	300円			
	大腸 便潜血反応検査	300円			
	乳 視触診・乳腺X線撮影(マンモグラフィ)	1,000円			
③乳がん検診	骨密度 超音波検査(踵骨)	500円	40歳以上の女性	2年に1回	
	乳 視触診・乳腺X線撮影(マンモグラフィ)	1,000円			
④骨密度検診	骨密度 超音波検査(踵骨)	500円	18歳以上	1年に1回	
⑤胃がん検診	胃上部X線撮影	700円	40歳以上	1年に1回	
	⑥肺がん(結核)検診	胸部X線撮影	300円	40歳以上	1年に1回
		喀たん検査 *1	300円		
⑦子宮・乳がん検診	子宮 内診・視診・頸部細胞診	600円	40歳以上の女性	2年に1回	
	乳 視触診・乳腺X線撮影(マンモグラフィ)	1,000円			
⑧乳がん検診	視触診・乳腺X線撮影(マンモグラフィ)	1,000円	40歳以上の女性	2年に1回	
	子宮 内診・視診・頸部細胞診	1,100円			
⑨子宮がん検診 *2	内診・視診・頸部細胞診	1,800円	20歳以上の女性	2年に1回	
	内診・視診・頸部細胞診・体部細胞診	1,800円	50歳以上の女性		
⑩乳がん検診	視触診・乳腺X線撮影(マンモグラフィ)	1,600円	40歳以上の女性	2年に1回	
⑪大腸がん検診	便潜血反応検査・必要に応じて直腸指診	300円	40歳以上	1年に1回	
⑫前立腺がん検診	血液検査(PSA)	600円	50歳以上の男性	1年に1回	
⑬肝炎ウイルス検診	血液検査(HBs 抗原・HCV 抗体検査)	無料	20歳以上の未受診者		
⑭歯周疾患検診	問診、歯・歯周ポケット・歯肉検査	300円 *3			

\*1 ①②⑥喀たん検査は50歳以上で喫煙指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)600以上の方が対象です。  
 \*2 ⑨子宮がん検診で体部細胞診を含む検診は、50歳以上の女性のうち希望する方のみ。  
 \*3 ⑭歯周疾患検診の対象者は、4月1日現在で40・45・50・55・60・65・70歳の方。

### がん検診を推進

がん検診事業を推進する背景には、「がん」が川越市の死亡原因第一位(全国も同じ)となつていて、全死亡者のおよそ三人に一人が「がん」で亡くなつていくという事情があります。さらに、第二次ベビーブーム世代が、がんの罹患率が高まる40歳代になることも、がん対策が喫緊の課題になつていく理由です。がん患者の生存率は、医学の進歩により高まっています。それをさらに向上させるため、病気や検診への意識を高め、予防・早期発見に努めることが大切です。検診を積極的に活用し、健康管理・増進を心がけることは、医療費の抑制にもつながります。



### 外国人の住民基本台帳制度がスタートします

市民課住民記録担当  
☎224-5744

7月9日から、住民基本台帳法の一部を改正する法律により、外国人住民にも住民票が作成されることになりました。

#### 対象

適法に三か月を超えて在留する外国人で市内に住所を有する方。

#### 仮住民票を送付します

5月上旬、対象となる外国人住民の方あてに仮住民票を送付します。記載内容を確認してください。

\*短期滞在または在留資格のない方は、住民登録の対象となりません。7月9日時点で、これらの方の住所に関する証明書や印鑑登録は抹消されず。在留資格が変わったり、在留期間を更新している場合は、市民課(本庁舎一階)に届け出をしてください。

### 生ごみ処理機器の購入費補助

資源循環推進課 ☎239-6267

生ごみの減量化を進めるため、家庭用生ごみ処理機器を購入しようとする方に補助します。先着順で受け

## 1月のごみ処理状況のお知らせ

資源循環推進課 ☎239-6267

		排出量	処理費(概算額)
全体のごみ		8,153.81t	3億9,986万3千円
定時収集 可燃ごみ	月合計	4,744.43t	2億3,266万7千円
	1人当たり	13.76kg	674.65円
	4月からの累積	51,444.39t	25億2,283万3千円

\*処理費は、昨年度最終処分するまでにかかった経費を基に算出

### ごみ処理トピックス

3月・4月は、引っ越しなどで一時的に多量のごみが出やすい時期です。できるだけ再使用し、ごみの減量にご協力をお願いします。また、一時的に多量に出るごみは、集積所に出せません。市の処理施設(資源化センター・東清掃センター)に直接持ち込むか、資源循環推進課にお尋ねください。

#### ●資源循環推進課からのお知らせ

「平成24年度版自治会別収集コース一覧表」を3月10日発行の広報川越と同時配布しました。「家庭ごみの分け方・出し方」は、同一覧表と一体化し、別に配布しません。家庭ごみの分別方法については、同一覧表の17~24ページまたは「市民のしおり」の51~61ページをご覧ください。

なお、4月2日(月)から資源循環推進課事務室は、つばさ館2階から1階に移動します。

### 路上喫煙はやめましょう

資源循環推進課 ☎239-6267

「川越市路上喫煙の防止に関する条例」により、市内全域(道路や公園など屋外の公共の場所)で路上喫煙をしないように努めなければなりません。「路上喫煙禁止地区」内で路上喫煙をした場合は、過料二千元の罰則規定が適用されます。立っている場合、たばこを持つ手の位置は、幼児の顔と同じくらいの高さ。歩きながらの喫煙は、他人の衣服を焦がすだけではなく、やけどを負わせる危険もあります。

吸い殻の投げ捨ては、まちの美観を損ねるだけでなく、火災の危険もあります。また副流煙は、周囲の人たちの健康に影響を与えます。

市では、「路上喫煙禁止地区」内のパトロールやポスター、チラシなどによる指導・啓発を行っています。

付けし、定数になりしだい終了します。購入前に申請が必要です。

#### ①コンポスト容器(生ごみ処理容器) Ⅱ 八十基

補助額：購入金額の二分の一(限度額二千七百円)

#### ②EM容器(室内用バケツ型容器) Ⅱ 四十基

補助額：購入金額の二分の一(限度額千八百円)

#### ③電気式生ごみ処理機 Ⅱ 八十基

補助額：購入金額の二分の一(限度額一万八千円)

#### 対象

市内在住で、機器を常に良好な状態で維持管理できる方。

#### 申請できる基数

コンポスト容器・EM容器：合計で一世帯二基

\*すでに①②合計で二基分の補助を受けている方のうち、①の補助を受けてから十年を経過している場合は、①に限り申請できます。

電気式生ごみ処理機：一世帯一基  
\*①②と合わせての補助や、過去五年間に①②の補助を受けた方は、申請できません。  
**受付期間・申し込み**  
4月16日(月)～来年2月28日(木)に、資源循環推進課(つばさ館一階)。  
持ち物：印鑑

## 収納窓口の時間延長

市税・国保税Ⅱ 収納課 収税第一担当 ☎224-5691  
 後期高齢者医療保険料Ⅱ 医療助成課 後期高齢者医療担当 ☎224-5842  
 介護保険料Ⅱ 介護保険課 保険料資格担当 ☎224-5817

左表の日程で、市税・国民健康保険税(国保税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料(65歳以上)の収納窓口を、午後7時まで延長します。昼間に納付が困難な方は、ご利用ください。納税・納付相談も行います。

受付日		受付窓口
23日(月)	古谷出張所・南古谷出張所 高階出張所	市役所本庁舎 ● 収税課⑥ 番窓口(二階) ● 医療助成課⑤ 番窓口(二階) ● 介護保険課⑧ 番窓口(一階)
24日(火)	福原出張所・大東出張所 霞ヶ関北出張所	
25日(水)	霞ヶ関出張所・名細出張所	
26日(木)	霞ヶ関出張所・山田出張所	
27日(金)		

### ● 取り扱い内容(午後5時～7時)

市役所本庁舎	市税・国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料
出張所	市税・国保税(納税相談は、午後5時以降に受け付け)

## 年金天引きによる仮徴収を行います

国民健康保険税Ⅱ 国民健康保険課 管理賦課担当 ☎224-5833  
 介護保険料Ⅱ 介護保険課 資格担当 ☎224-5817  
 後期高齢者医療保険料Ⅱ 医療助成課 後期高齢者医療担当 ☎224-5842  
 個人住民税Ⅱ 市民税課 個人住民税担当 ☎224-5640

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・個人住民税が平成23年度に年金天引きとなっていた方は、平成24年4月から仮徴収(年金天引き)を行います。仮徴収する額は平成24年2月の年金天引きと同額です。各税(料)金は、昨年中の収入状況を基に6月から7月までに決定し、通知書を郵送します。決定額と仮徴収済み額の差額は、10月(介護保険料は8月)以降の年金天引きで調整します。

## 外来診療でも窓口支払いを

### 自己負担限度額までにかかります

国民健康保険Ⅱ 国民健康保険課 資格給付担当 ☎224-5836  
 後期高齢者医療制度Ⅱ 医療助成課 後期高齢者医療担当 ☎224-5842

その他職場の保険など(健康保険組合など)についてⅡ 加入している健康保険高額療養費制度は、健康保険の適用となる医療費の窓口での負担額が、世帯の自己負担限度額(収入などにより異なります)を超えた場合に、超えた金額を支給する制度です。これまでの高額療養費制度は、入院時のみ窓口支払の額を自己負担限度額までにすることが可能で、外来診療は、いったん窓口で支払い、自己負担限度額を超えた分は後日支給していました。

4月1日以降に次の手続きをすると、外来診療の場合でも、一医療機関の窓口支払いを自己負担限度額までとすることができます。なお、3月31日以前に交付された認定証なども、外来診療の場合に有効期限まで利用できます。自己負担限度額や手続きなど詳しくは、各健康保険にお尋ねください。

対象	事前の手続き	病院・薬局などで
70歳未満の方	加入している健康保険に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請してください	被保険者証などと併せて「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を窓口に表示してください(*)
70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯などではない方	手続きは必要ありません	従来どおり「高齢受給者証」を窓口に表示してください
70歳以上で住民税非課税世帯などの方	加入している健康保険に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請してください	「限度額適用・標準負担額減額認定証」を窓口に表示してください(*)
75歳以上で住民税非課税世帯などではない方	手続きは必要ありません	従来どおり「後期高齢者医療被保険者証」を窓口に表示してください

\*「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示しない場合は、従来どおり後日支給することになります。

# 高齢者のための福祉サービス

高齢者いきがい課 ☎224-5809

すべてのサービスは、市内に住所がある方が対象です。経費が無料の場合は、記載を省略しています。

## 敬老マッサージサービス事業

利用券(年1回分)は4月末に郵送予定。申請は不要です。

対象…70歳以上(年度内に70歳に達する方を含む)

## 健康ふれあい入浴利用券

1回200円(一般公衆浴場は300円)を割り引きます(年度内6回)。

対象…65歳以上

## 市内循環バス(川越シャトル)特別乗車証の交付

対象…70歳以上

経費…1乗車100円(80歳以上無料)

## 老人福祉センターの利用

心身障害者・母子世帯の方も可。

●東後楽会館 ☎224-3366

●西後楽会館 ☎232-6177

対象…60歳以上

## 老人憩いの家の利用

●小ヶ谷老人憩いの家

☎245-8494

●高階北老人憩いの家

☎248-6565

●川越駅東口老人憩いの家

☎228-7717

対象…60歳以上

## 要介護高齢者手当の支給

入院している場合は、お尋ねください。申請月から支給します。

対象…在宅で要介護3～5の65歳以上

支給額…月額8,000円

## 紙おむつの給付

月額5,000円の範囲内で紙おむつを給付します。申請の翌月から支給します。

対象…在宅の要介護4・5で、失禁の状態にあり、排泄の介助が必要な65歳以上(要介護1～3の方はお尋ねください)

## 配食サービス(食の自立支援)

1日1食(昼または夕)、週4食ま

で。申請後に訪問調査があります。

対象…在宅で、次の要件をすべて満たす65歳以上

①世帯全員が65歳以上

②老衰・心身の障害・傷病により、自分で調理することが困難

経費…1食当たり300円

## 訪問理美容サービス

対象…在宅の要支援または要介護で、理・美容院へ行くことが困難な65歳以上

経費…1回当たり2,000円(調髪またはカットのみの場合)

利用回数…年度内4回(申請月により回数が異なります)

## 家族介護慰労金の支給

対象…要介護4・5の方を、主として在宅で介護している、次の要件をすべて満たす家族

①要介護高齢者および家族のいずれも市民税が非課税

②有効期間内に継続して1年間、介護保険サービス(年通算7日以内の短期入所サービス利用を除く)を利用していない

支給額…年10万円

\*要介護高齢者手当と重複可。

## 日常生活用具の給付・貸与

●給付(自動消火器・火災警報器・電磁調理器)

対象…自動消火器・火災警報器=在宅の要介護1～5または、1人暮らしの65歳以上▶電磁調理器=在宅で1人暮らしの65歳以上

経費…生計中心者の所得状況により自己負担あり

●貸与(電話)

対象…1人暮らしで市民税所得割が非課税、かつ電話の権利を有しない65歳以上

\*基本使用料は、市が負担します。

## 消防局への緊急通報システムの貸与

対象…1人暮らし(8時間以上1人になる方を含む)で、慢性疾患により常時注意を要し、使用できる電話がある、おむね65歳以上

経費…設置工事は無料(8時間以

上1人になる方の世帯で、生計中心者の所得税が課税の場合は、一部自己負担)

\*電話回線の基本料金・通話料金は自己負担です。

\*申請の翌月末に設置します。

## 生きがい活動支援通所

居住地域により、利用施設を決定します(送迎・給食あり、入浴なし)。

対象…介護保険の対象ではない、家に閉じこもりがちな65歳以上

経費…1日600円

利用回数…週1回

利用施設…総合福祉センター・オアシス ☎228-0200▶霞ヶ関東デイサービスセンター☎233-4460▶西後楽会館デイサービスセンター☎231-9559

## 生活管理指導員等派遣

対象…介護保険の対象ではない、日常生活を営むことが困難な65歳以上

経費…所得税額により異なる

利用回数…週1回1時間以内

## 生活管理指導短期宿泊

対象…介護保険の対象ではない、家族が冠婚葬祭などで不在の場合に1人で生活することが不安な65歳以上

経費…1日1,730円

利用回数…年度内7日

利用施設…養護老人ホーム・やまぶき荘 ☎231-1551

## 寝具乾燥(年度内10回まで)

対象…在宅の要介護高齢者手当を受給している65歳以上のうち、市民税所得割が非課税世帯

## 徘徊高齢者等家族支援サービス

「徘徊探知システム」の利用経費の一部を助成します。

対象…65歳以上の徘徊高齢者を自宅で介護している家族

種類…GPS方式

助成額…申込料=全額▶機器の月額使用料=2分の1(限度額2,000円)

## その他のサービス

サービス内容など、詳しくはお尋ねください。

●寝具丸洗い事業

●障害者控除対象者認定 など



## 在宅高齢者の 居宅改善費を助成

高齢者いきがい課  
☎224-5809

高齢者の皆さんの居宅を改善する場合に、経費を助成します。助成決定前の工事着手は、助成の対象になりません。事前の申請が必要です。

**対象となる工事**：手すりの取り付け▼床の段差解消や滑り防止のための床材の変更▼浴槽と洗いの高低差の改善など

**対象**：市内に一年以上住所があり、次の要件を満たす在宅の65歳以上

①介護保険の要介護または要支援に該当しない

②対象住宅の居住者全員が、市民税所得割額十万円以下

**助成額**：対象経費の二分の一以内（限度額十五万円）

**申し込み**：高齢者いきがい課（本庁舎一階）で配布する申請書に必要事項を記入し、4月2日（月）から〒350-8601川越市役所高齢者いきがい課（郵送可）

\*助成金額が予算枠を超えた場合は、その時点で締め切ります。

## ご存知ですか？ 地域包括支援センター

高齢者いきがい課 ☎224-5809

高齢者のあらゆる困りごとの相談に応じている、地域包括支援センター。主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師などが中心となり、地域の高齢者を総合的に支援します。4月1日から、市内9か所体制になります。市民の皆さんの生活に、より身近になる地域包括支援センターをご利用ください。

**対象**…65歳以上

**支援内容**…高齢者福祉・介護予防・高齢者虐待・成年後見制度などについての相談▶地域の関係機関や、ケアマネジャーとのネットワークづくり▶要支援1・2と認定された方の介護予防ケアプランの作成、介護予防サービスの調整

### ●地域包括支援センターキングス・ガーデン

石原町1丁目27-7 ☎299-6760  
担当地区…第1支会、第2支会、第4支会、山田支会

### ●地域包括支援センター小仙波

小仙波947-1 ☎227-7878  
担当地区…第5支会、第6支会、第7支会、第8支会

### ●地域包括支援センター連雀町

連雀町31-2 ☎229-5332  
担当地区…第3支会、第9支会、第10支会

### ●地域包括支援センターよしの

鴨田3355-1 ☎298-7807  
担当地区…芳野支会、古谷支会、南古谷支会

### ●地域包括支援センターたかしな

砂新田4丁目1-4ブランドールビル2階 ☎291-6003  
担当地区…高階支会

### ●地域包括支援センターみずほ

今福2745 ☎241-3676  
担当地区…第11支会、福原支会

### ●地域包括支援センターだいとう

南台2丁目11-4南台ハイツ1階 ☎249-7766  
担当地区…大東支会

### ●地域包括支援センターかすみ

かすみ野1丁目1-5 ☎234-8181  
担当地区…霞ヶ関支会、川鶴支会

### ●地域包括支援センターみなみかぜ

吉田204-2 ☎239-0003  
担当地区…霞ヶ関北支会、名細支会

## 地域包括支援センターが案内する介護予防事業 「ときも運動教室」などに参加しましょう！

高齢者いきがい課 ☎224-5809

年を重ねても介護を必要としない生活を送るためには、運動・栄養・心身の状態を確認することが大切です。そこで、「基本チェックリスト」で心身の状態をチェックしてみましょう。

基本チェックリストの結果、運動・口くう・栄養についての教室への参加が望ましいと判断された方には、地域包括支援センター職員が電話・ハガキなどで教室をお知らせします。要介護状態にならない身体づくりを目指し、ぜひ教室に参加しましょう。

すでに教室の案内があり、教室に参加できなかった方は、担当する地域包括支援センターまたは高齢者いきがい課（本庁舎1階）にお尋ねください。

### 地域包括支援センターが案内する教室

#### ●ときも運動教室（週2回、3か月間）

ストレッチや筋力トレーニングなどの教室。

#### ●ときも健口<sup>げんこう</sup>教室（全4回）

口くう内の手入れ方法や口の体操、誤えん性肺炎の予防方法の教室。個別指導あり。

#### ●ときも栄養教室（全5～6回）

栄養改善のための、食材の選び方や調理方法などの教室。個別指導あり。

\*教室に通うことが難しい場合は、担当する地域包括支援センターに相談してください。

## ●「みよしの支援センター」に変わります

みよしの授産学園 ☎225-2519

3月31日、知的障害者福祉法による知的障害者通所授産施設から、障害者自立支援法による障害福祉サービスの提供施設に変わります。

同センターでは、就労や生産活動の機会を通じて、知識や能力の向上に必要な訓練や支援を行います。また、自立した日常生活や社会生活ができるよう必要な訓練や支援、希望に応じて一般就労に必要な支援を行います。



# 国民年金の届け出・納付は忘れずに

市民課国民年金担当 ☎224-5764

20歳から60歳までの方が加入する国民年金。加入する年金の種類は第1号被保険者(自営業者など)・第2号被保険者(会社員や公務員)・第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者)に分かれま

す。退職や結婚などにより加入の種類が変わるときは、年金の届け出が必要です。「届け出や納付を忘れて年金が受けられない」ということがないように、自分の年金はしっかり把握しましょう。

こんな時	手続き	届け出先	手続きに必要な物
20歳になった	加入	市民課(本庁舎1階)・出張所・連絡所、第3号被保険者は配偶者の勤務先	印鑑
会社などを退職した	加入	市民課・出張所・連絡所	年金手帳・退職証明書または健康保険資格喪失証明書など・印鑑
配偶者の扶養から外れた	種別変更	市民課・出張所・連絡所	年金手帳・扶養喪失証明書・印鑑
口座振替にしたい	納付方法の変更	銀行・郵便局などの金融機関または年金事務所	預(貯)金通帳・届け出印・年金手帳など
納付書を紛失した	再発行	年金事務所	年金手帳など

\*会社に就職したり、配偶者の扶養になったりした場合は、勤務先で手続きしてください。

## ■平成24年度の国民年金保険料

4月から来年3月までの国民年金保険料は、月額14,980円です。納付書は、日本年金機構から4月上旬に送付されます。届かない場合は、埼玉国民年金電話相談センター☎248-1165にお尋ねください。

また、国民年金保険料をまとめて前払い(前納)すると割引きになる制度があります。

## ■ご存知ですか? 学生納付特例

20歳以上の学生で、本人による保険料の支払いが困難な場合は、保険料を後払いにすることができます。前年度に特例が承認されて、今年度も同じ学校に在学する方は、日本年金機構から送付される申請書(ハガキ形式)に必要な事項を記入し、埼玉事務センターに郵送してください。ただし、在学する学校などが変わった方、申請書が届かなかった方は、下記受付窓口での申請が必要です。

**対象**…大学・短大・高校・高等専門学校・専修学校などに在学する20歳以上の学生(所得制限あり)

**用意する物**…学生証(新学年の物)または在学証明書・年金手帳・印鑑

**受付窓口**…市民課・出張所・連絡所

なぐわし公園温水利用型健康運動施設  
愛称は「P-i-K-O-A(ぴこあ)」  
公園整備課☎224-5965

8月のオープンに向けて工事が進む、なぐわし公園温水利用型健康運動施設。この愛称を募集したところ、百九十点の応募がありました。たくさんのご応募、ありがとうございました。

**愛称**  
P-i-K-O-A(ぴこあ)

**提案者**  
瀬沼進一さん(鯨井)

**愛称の説明(原文一部修正)**  
P-i-K-O-A(ピアツア小畔)の頭文字を採った造語。P-i-K-O-Aはイタリア語で「広場」を意味します。また、小畔はこの地域のシンボルともいえる小畔川から採ったものです。子どもから高齢者まで誰もが小畔川のせせらぎやそよ風に癒されつつ、日常的な運動や健康づくりなどを楽しむ憩いの場・地域の交流拠点となる広場として親しまれるよう、愛称を「P-i-K-O-A(ぴこあ)」としました。

**採用理由**

- ・地域性があり、語感・響きが良く、言いやすいため、市民の皆さんに親しみをもって覚えてもらえる。
- ・愛称のコンセプトが、施設のイメージに合致している。

～ひとくち情報～

## ミニ・インフォメーション

～ひとくち情報～

●「子ども手当」は3月分までで終了します 子育て支援課 ☎224-5821

4月から新しく始まる制度については、4月25日発行の広報川越でお知らせする予定です。

●市民アンケート集計結果(市内在住の成人3,000人を対象に実施)の閲覧 広聴課 ☎224-5011

結果は、広聴課(本庁舎3階)・図書館・市ホームページで閲覧できます。ご協力ありがとうございました。

●コミュニティ助成事業 市民活動支援課 ☎224-5705

同事業は、(財)自治総合センターが実施する宝くじ助成を受け、自治会活動に必要な施設や設備を整備するものです。今年度は、的場下組自治会でみこし・会議用テーブル・テントなどを、的場中組自治会で、みこし・はっぴ・放送用機材などを整備しました。